

生徒心得

1 通学・登下校の心得

- (1) 交通ルール（法規）を遵守して、届け出た通学路を通行する。
[自転車・原動機付自転車の並進、携帯電話・イヤホン等の使用、2人乗り運転等は厳禁]
- (2) 自転車・原動機付自転車は、定められた駐輪場を使用し、必ず鍵をかける。
- (3) 自転車・原動機付自転車は、前照灯を付け、学校所定のステッカーを貼付する。
- (4) 原動機付自転車での通学者は、バイク通学規程を遵守する。
- (5) 始業 10 分前までの登校を心掛け、放課後は速やかに下校する。

2 校内生活

- (1) 授業は真剣な態度で臨み、学習に全力を注ぎ、学力の向上を図るように心掛ける。
- (2) やむを得ない理由で校外に出る場合は、HR 担任の許可を受ける。
- (3) 食事（飲食）は、授業時間外に許可された場所とする。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入している生徒は、学校管理下の災害事故（登下校を含む）の場合、医療費の一部が給付される。
- (5) 校具、施設、設備等は大切に使用する。
- (6) 携帯電話の持ち込みは許可するが、原則朝の S HR から帰りの S HR まで使用は認めない。

3 校外生活

- (1) 基本的な生活習慣を確立し、生活のリズムを整える。
- (2) 服装、容儀は高校生にふさわしい品位を保つよう心掛ける。
- (3) 友人関係及び男女交際は、相互の人格を尊重し高め合うよう心掛ける。
- (4) 風俗営業の店、アルコールの提供を主とする店（居酒屋等）、遊技場（パチンコ店等）などには、入らない。
- (5) 深夜外出・無断外泊をしない。
- (6) 旅行する場合は、生徒としての品位を保つよう節度ある言動を心掛ける。（『旅行規程』）
- (7) アルバイトは、『アルバイト規程』により、校長の許可を受けて行う。

4 交通

- (1) 運転・徒歩いずれの場合でも、交通安全に努め、交通ルール（法規）を遵守する。
- (2) 交通事故が起きた場合は、警察・保護者・学校等への諸連絡を適宜行う。
- (3) 交通違反をした者は、自発的にその事実を HR 担任に申し出る。

制服

服装は常に端正、清潔を保持し、礼儀と品位を失わないように心がける。

〈 Aタイプ 〉

冬 服（10月1日～5月31日）

学校指定のブレザー・スラックス・ネクタイ等を着用する。

夏 服（6月1日～9月30日）

学校指定の制服を着用する。

学校指定のポロシャツの着用を認める。

通 年

- 1 シャツはレギュラーカラーの白色無地のスクールシャツとする。
- 2 ベルトは黒色系で華美でないもの。
- 3 アンダーシャツは無地で華美でないものを着用する。また、ハイネックなど表に出るものは着用しない。
- 4 靴下は、黒・紺・白・グレーの無地で、くるぶし以上の長さの物を着用する。

〈 Bタイプ 〉

冬 服（１０月１日～５月３１日）

学校指定のブレザー・スカート・ベスト・リボン等を着用する。

夏 服（６月１日～９月３０日）

学校指定の制服を着用する。

学校指定のポロシャツの着用を認める。

通 年

- 1 ブラウスはレギュラーカラーの白色無地のスクールブラウスとする。
- 2 靴下は、黒・紺の無地でくるぶし以上の長さの物又は黒色無地のタイツを着用する。
- 3 ルーズソックスやライン入り等の靴下は禁止する。

〈 共通 〉

- ※ 靴・・・革靴または運動靴を着用する。サンダル等の着用は禁止する。
- ※ ニット類・・・ブレザーの下にVネックのセーター又はカーディガンの着用も可とする。
但し、色は黒・紺・グレーの無地のものとする。
- ※ 衣替えの時期前後の１週間程度は、移行期間とする。

頭髪・身なり

1 頭髪等

常に高校生らしく整髪し、染色・脱色・パーマ等特殊な髪型をしてはならない。髭を伸ばしたり化粧等、高校生としてふさわしくない容姿は禁止する。

2 その他

- (1) 化粧品、香水等の使用または持参することは禁止する。
 - (2) 指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス等のアクセサリーは禁止する。
 - (3) 髪につけるリボン・ヘアピン等は華美でないものとする。
- ※ 疑義が出た場合は、生徒指導部と協議する。

旅行

1 以下のことに留意し、生命の安全・心身の健康が保証されるような旅行を実施する。

- (1) 保護者の同意を得る。
- (2) 原動機付自転車による遠距離の旅行や宿泊旅行は禁止する。

2 旅客運賃の「学生割引証」を必要とする場合は、旅行日の７日以前に『旅行届』と共に『交付願』を提出し、校長の許可を受ける。

アルバイト

1 アルバイトは許可制とする。アルバイトをする場合には、『アルバイト許可願』と『アルバイト誓約書』を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、許可を受けるには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 保護者の同意があり、学校生活・学業を優先とし、支障をきたさないように配慮する。
- (2) 生命の安全、心身の健康が損なわれない業務である。
- (3) 風俗営業や酒類を提供することが中心の業務や深夜時間帯の勤務ではない。
- (4) 報酬の使途が明確で、かつ健全である。

2 留意事項

- (1) 学業不振や生活態度に問題があると判断された場合には、アルバイトを禁止とする。
- (2) アルバイトは主に長期休業中及び休日に行い、平日の勤務は学業に支障のない日数とする。
- (3) 定期考査１週間前および考査中のアルバイトは禁止する。
- (4) 特別指導中（年次指導含む）のアルバイトは禁止する。

- (5) アルバイトをする場合、『アルバイト許可願』（新規）・『アルバイト誓約書』を記入して、学校の許可を受ける。また、年度毎に『アルバイト許可願』（継続）を提出して更新する。
- (6) アルバイト許可に際し、許可カードを発行する。
- (7) アルバイト先を変更する場合は、新たに『アルバイト許可願』と『アルバイト誓約書』を提出し、学校の許可を受ける。
- (8) 1年次生は、原則として1学期評定が決定するまで、アルバイトを禁止する。

交通関係

- 1 自動二輪の免許取得・運転・同乗・購入・所有は全面的に禁止する。
- 2 原動機付自転車の免許取得及び運転について
 - (1) 免許取得を希望する者は、「原付免許取得願」を提出し、取得後に「取得届」を提出する。
 - (2) 原動機付自転車の免許は、休業日を利用して取得する。
 - (3) 交通ルール（法規）を遵守し、安全運転を励行する。
 - (4) 原動機付自転車の所有者は、必ず自賠責保険に加入する。
- 3 普通車の免許取得及び運転について
 - (1) 普通免許取得のための教習所入校は、第3年次の2学期中間考査最終日以降とし、学校に『入校許可願』を提出し、許可を受けてからとする。ただし、考査1週間前から考査終了までの受講は禁止とする。
 - (2) 普通免許証を取得した者は、保護者同乗の時以外は普通車の運転をしてはならない。なお、登下校時の普通車の運転は禁止とする。

原動機付自転車〔以下：バイク表記〕による通学規程

- 1 通学許可の対象となる生徒
 - (1) 交通機関を利用するのに不便で、学校からの地図上の通学距離が以下の場合に対象とする。
 - 部活動加入生徒・・・地図上の6km以上
 - 一般生徒・・・地図上の8km以上
 - (2) バイク通学の期間は、許可日から年度内〔3月31日〕とする。
次年度も継続する場合は「バイク通学継続願」を提出する。
- 2 通学許可の手続き
 - (1) 通学を希望する者は、「バイク通学申請書」及び「バイク通学誓約書」を学校に提出する。
 - (2) 通学申請書には次の書類を添付する。
 - ア 運転免許証の写し
 - イ 通学経路の地図
 - ウ 保険証書の写し（自賠責保険及び任意保険）
 - (3) 通学者は、バイクの車両点検とフルフェイスのヘルメットの点検を受ける。
 - (4) 通学を許可された者は、「バイク通学許可証」とステッカーの交付を受ける。
 - (5) 1年次のバイク通学は、2学期以降とする。
- 3 通学者の遵守事項
 - (1) 50cc以下のスクーター型原動機付自転車とし、フルフェイスのヘルメットを着用する。
 - (2) バイク及びヘルメットに、学校から交付されたステッカーを確認しやすい場所に貼付する。
 - (3) 運転免許証及び学校発行の「バイク通学許可証」を携帯する。
 - (4) バイクは定期車両点検を受け、整備に心掛ける。車両の改造等の違法行為はしない。
 - (5) 学校が企画又は指定したバイク講習会については、必ず受講する。
 - (6) バイク・ヘルメット・保険・免許証の再発行等の変更があった場合には、必ず報告する。
 - (7) バイク通学者は、安全のために長袖・長ズボン・ゴム付き手袋を着用する。

〔 土日祝日・長期休業中の部活動等も同様とする 〕